

# 第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画

～本はともだち 心のえいよう～



2021年3月

尾鷲市教育委員会



# 目次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 第二次計画期間における取り組みと課題

- 1 乳幼児期における読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 小学生期における読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 中学・高校生期における読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 基本方針

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第4章 計画の内容

- 1 家庭、地域、学校等における読書機会の提供・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 家庭における読書機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 地域における読書機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (3) 学校等における読書機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 子どもの読書環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 子どもの読書活動の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 資料編

- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 尾鷲市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 22
- 尾鷲市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿・・・・・・・・・・ 23



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないものです。また、子どもが社会の様々な変化に向き合い、課題を解決していくための資質・能力を育むために、読書活動の重要性が高まっています。

しかし、近年、情報化の進展により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。テレビやゲーム、パソコン、スマートフォンなどの普及により、子どもの余暇時間の過ごし方が多様化しております。これらの情報通信技術を利用する時間は増加傾向にあり、子どもの「読書離れ」が懸念されているところです。しかし、一方では、学校の授業にもタブレットなど電子的な活字媒体が活用されるようになってきています。紙媒体の本だけでなく、電子書籍が普及してきた現状においては、デジタル機器の特性を生かした、手軽に読書に親しむ環境も整ってきています。

このような中、国では子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」としました。これを契機に、子どもの読書活動の取り組みを推進するため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。

さらに、同法に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校、図書館において、読書環境の整備を進めることを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成14年に策定されました。その後、平成20年に第二次基本計画、平成25年には第三次基本計画、平成30年に第四次基本計画が策定されました。

第四次基本計画では、①読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取り組みを推進、②友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組みを充実、③スマートフォンの利用等、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析、の3点が主なポイントとなっています。

また、学校図書館を取り巻く情勢も変化しています。平成26年に学校図書館法が一部改正され、学校司書が法制化され、その配置が努力義務化されました。

平成29年及び平成30年に公示された新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが求められています。

そして、新幼稚園教育要領や保育所指針等では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが定められています。

三重県においては、平成16年に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、おおむね5年ごとに改定を行い、現在、令和2年3月に策定した「第四次三重県子ども読書活動

推進計画」の取り組みが進められています。

本市では、平成20年3月に「尾鷲市子どもの読書活動推進計画」、平成28年に「第二次尾鷲市子どもの読書活動推進計画」を策定し、読書活動に関する取り組みを進めてきました。

このたび、これまでの取り組みの成果や課題、環境の変化などを踏まえながら、より一層の子どもの読書活動を推進するために、「第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条に基づき、策定します。

また、国・三重県との計画との整合性を図りつつ、本市の「第6次尾鷲市総合計画後期基本計画」や「尾鷲市教育ビジョン」の推進の実現に向けて策定します。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 4 計画の対象

本計画は、0歳からおおむね18歳までの子どもを対象にします。

## 第2章 第二次計画期間における取り組みと課題

### 1. 乳幼児期における読書活動

#### <取り組み状況>

##### 【幼稚園】

- 園では、毎日の読み聞かせが定着しています。ボランティアによる定期的な読み聞かせも実施しています。
- 「絵本コーナー」を設置し、子どもの身近なところに絵本がある環境をつくっています。
- 園児は、週に一度、園の本を借りることができます。保護者は、図書館からの巡回図書を自由に借りることができます。
- 幼稚園では、園だよりで保護者に読み聞かせの大切さを啓発しています。

##### 【保育園】

- 全ての園で毎日の読み聞かせが定着しています。ボランティアによる定期的な読み聞かせも実施しています。
- 全ての園で「絵本コーナー」を設置し、子どもの身近なところに絵本がある環境をつくっています。
- 保護者は園の本を借りることができます。

##### 【子育て支援センターちびっこひろば】

- 職員が読み聞かせをしたり、ボランティアによる定期的な読み聞かせも実施しています。

##### 【福祉保健課】

- ブックスタート：乳児家庭全戸訪問時に、絵本をプレゼントし絵本を介して赤ちゃんに語り掛け、心をふれあうきっかけづくりをし、絵本を活用した子育て支援を実施しています。
- 幼児健診時や赤ちゃん相談時及び事務所待合いに絵本を設置し、絵本にふれあう機会を設けています。

##### 【図書館】

- 福祉保健課と連携し「プレパパママ教室」を開催し、図書館司書が妊娠期から語りかけと読み聞かせの大切さ、おすすめ絵本等の紹介、図書館利用案内を行っています。
- ボランティアの協力により、年齢別（赤ちゃん向け、幼児向け、小学生）のおはなし会を実施しています。幼稚園へは、出張おはなし会を行っています。
- 年齢別に3冊の絵本をかごにセットした「絵本バスケット」を置き、絵本選びに迷ったり、ゆっくり絵本を選ぶ時間がなかったりする保護者に提供しています。
- 保育園・幼稚園・放課後児童クラブわんぱくに毎月巡回して、図書の配本を行い、

各施設の蔵書を補完しています。

- 図書館利用が不便な地域の子どものために、定期的に各地区コミュニティーセンターへ巡回して、図書の配本を行っています。
- ボランティアと協働で、親子で絵本に親しめる「青空図書館」イベントを開催しています。絵本作家のトークショーやワークショップ等を行い、絵本に親しむきっかけづくりを行いました。
- 市広報紙およびSNSにおはなし会のPRを行っています。

#### <課題>

- 未就学児の集まる機会がある福祉保健課との連携や情報発信
- 読み聞かせの大切さ、読書習慣づくりに関する保護者への啓発。
- 保育園・幼稚園の図書資料の充実

## 2. 小学生期における読書活動

#### <取り組み状況>

##### 【小学校】

- 全ての学校が日常的に、一斉読書の時間を設け、読書の習慣づくりに努めています。
- 教室や廊下に学級文庫を設けています。
- 授業の中で、図書館資料を活用した調べ学習を行っています。
- 読書ちょきんに取り組んでいます。
- 高学年が低学年に読み聞かせを行っています。
- 読書週間に図書館まつりを開催し、読み聞かせやクイズなどを行っています。
- 図書委員おすすめ本を載せた図書だよりを発行しています。
- 図書だよりで保護者に読書活動に関する啓発を行っています。
- 学校図書館ボランティアは、読み聞かせや学校図書館の環境整備を行っています。

##### 【放課後児童クラブわんぱく】

- 職員が読み聞かせをしています。

##### 【図書館】

- 自分で本を探せるように、館内にある本の検索機には、子ども向けのページを設けるとともに、書架には、分かりやすい表示を行っています。
- 毎年、子ども読書会、夏休み手作り絵本教室、季節のおはなし会、お仕事体験を開催しています。
- 小学校を訪問して、ブックトークを行っています。
- 小学校へ団体貸し出しを行っています。
- 小学校の社会見学を受け入れています。



#### <課題>

- 学校図書館の図書資料の充実
- 学校図書館において、子どもが本を選ぶ際にアドバイスを受けることができる体制の充実
- 絵本から読みものへの移行をうまくつなげる工夫が必要
- 幅広いジャンルの読書が必要
- 家庭での読書を促す働きかけが必要

### 3. 中学・高校生期における読書活動

#### <主な取り組み状況>

##### 【中学校】

- 全ての学校が日常的に、一斉読書の時間を設け、読書の習慣づくりに努めています。
- 授業の中で図書館資料を活用した調べ学習を行っています。
- 学校司書がブックトークを行っています。
- 読書郵便（生徒のおすすめ図書の紹介）、POPづくりを行っています。
- 生徒のおすすめ本や新刊本を廊下に展示、子ども同士で読んだ本を薦めるなど、交流をしています。
- 図書委員が本の紹介、図書だよりを発行しています。

##### 【高等学校】

- 授業の中で、図書館資料を活用して、調べ学習を行っています。
- 図書館だよりを発行しています。
- テーマコーナーを設けています。
- 図書委員からのおすすめ本の紹介コーナーを設けています。
- 定時制クラスには、教室にクラス文庫を置いています。

##### 【図書館】

- 自分で本を探せるように、館内にある本の検索機には、子ども向けのページを設けるとともに、書架には、分かりやすい表示を設置しています。
- 10代から読んでほしい本を集めたYA（ヤングアダルト）コーナーを設けています。
- 中学生の職場体験を受け入れています。
- 中学校を訪問して、ブックトークを行っています。

#### <課題>

- 学校図書館の図書資料の充実
- 学校図書館において、子どもが本を選ぶ際にアドバイスを受けることができる体制の充実
- 家庭での読書を促す働きかけが必要

<文部科学省「全国学力・学習状況調査」の結果>

●学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

【小学校】アンケート対象:小学校6年生 (%)

選択肢（回答）	尾鷲市		三重県（公立）		全国（公立）	
	28年度	元年度	28年度	元年度	28年度	元年度
2時間以上	6.5	7.7	6.1	6.4	6.8	7.0
1時間以上、2時間より少ない	13.7	9.4	9.5	10.8	9.9	11.3
30分以上、1時間より少ない	22.6	16.2	18.8	20.2	19.8	21.5
10分以上、30分より少ない	28.2	29.9	28.0	26.5	27.0	25.9
10分より少ない	16.9	15.4	16.2	17.1	15.9	15.6
全くしない	12.1	21.4	21.3	19.1	20.6	18.7
その他	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【中学校】アンケート対象:中学校3年生 (%)

	尾鷲市		三重県（公立）		全国（公立）	
	28年度	元年度	28年度	元年度	28年度	元年度
2時間以上	8.5	2.6	5.2	4.1	5.5	4.8
1時間以上、2時間より少ない	5.4	7.9	7.6	6.9	8.1	7.6
30分以上、1時間より少ない	13.1	17.5	13.2	13.2	14.6	14.6
10分以上、30分より少ない	18.5	27.2	20.4	21.3	21.5	23.4
10分より少ない	15.4	21.1	13.9	15.7	13.1	14.8
全くしない	39.2	22.8	39.6	38.7	37.2	34.8
その他	0.0	0.9	0.1	0.0	0.0	0.0
無回答	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1

## 第3章 基本方針

### 1. 計画の目的

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。

すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けるとともに、読書を通じて、自らの考えを深めたり、追体験したりすることにより、豊かな心が育つよう、家庭・地域・学校等が連携し、子どもの読書環境を整備することを目的とします。

### 2. 基本方針

目的を達成するため、次の三つを基本方針とします。

#### (1) 家庭、地域、学校等における読書機会の提供

子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供を行います。

#### (2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが本を読みたくするには、身近な場所に本があり、読みたいと思える本が揃っていることが必要です。そのための読書環境づくりを進めます。

また、子どもと本をつなぐ役割を果たす人材の確保・育成に努めます。

#### (3) 子どもの読書活動に関する普及・啓発

子どもの読書活動の大切さについて啓発を図り、子どもの読書活動への関心を高めるためのさまざまな普及・啓発活動に努めます。

<計画の目標とする数値>

「読書習慣の定着」を進めるため、次の数値を目標とします。

めざす成果	指標		平成 27 年度から 令和元年度までの 平均 値	目標数値
家庭において 読書習慣が身 につく	「学校の授業時間以外 に、1日あたりどれくら いの時間、読書をしま すか」という質問に対 して、「10分以上」と回 答した公立小中学生の 割合（*1）	小学校	60.1% (三重県 62.7%) (全 国 64.6%)	65.1%
		中学校	52.4% (三重県 47.6%) (全 国 51.4%)	57.4%

(\*1) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」より

## 第4章 計画の内容

### 1 家庭、地域、学校等における読書機会の提供

#### (1) 家庭における読書機会の提供

子どもが初めて本に出会う場所が家庭です。家庭は、子どもが本に親しむきっかけを作り、読書に対する興味や関心を育むうえで重要な役割を担っています。

家庭は生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごす中で、自然に本に親しむことができる環境をつくるのが大切です。そのためには、子どもの最も身近な存在である保護者自身の読書活動に対する姿勢が重要です。

家庭においては、子どもの手の届くところに本を置いて興味を引き出したり、読み聞かせをしたり、一冊の本をもとに親子で感じたことを話し合ったりなど読書に親しむ時間を、保護者が生活の中に位置づける必要があります。

##### <具体的な取り組み>

幼い時期から本に触れ、読書の楽しさを体験させることで、読書への興味と関心を引き出す取り組みをし、継続した家庭での読書活動の推進を図ります。

##### ア 胎児期からの語りかけ及び乳幼児からの読み聞かせの推進

赤ちゃんへの語りかけ、わらべうた、読み聞かせなどを通して、声と体でふれあいながら、親子の絆を深められるよう、また年齢に応じた図書を整備し、家庭での読書活動を支援します。おはなし会への参加を促し、家庭での読み聞かせを推奨します。

##### イ 読書習慣づくり

家族でコミュニケーションを図りながら、読書に親しむ「家読（うちどく）」を啓発します。

##### ウ 読書活動の大切さについて理解を深める活動

保育園、幼稚園、学校、子育て支援センター、図書館等から、保護者へ読書の大切さについての理解を深めるための情報を発信します。

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
1	プレパパママ教室	妊婦さんとその家族を対象に妊娠期の語りかけや読み聞かせの大切さについての啓発、赤ちゃん絵本の紹介、図書館の利用案内、産まれてくる赤ちゃんとの読書を楽しむための準備をします。	図書館 福祉保健課
2	ブックスタート	乳児家庭全戸訪問時に、絵本をプレゼントし、絵本を介して赤ちゃんに語り掛け、心をふれあうきっかけづくりをし、絵本を活用した子育て支援を実施します。 すべての赤ちゃんが本にふれあうきっかけをつくります。	福祉保健課
3	ブックステップ	母子保健事業と連携して、読み聞かせの重要性について啓発します。	図書館 福祉保健課
4	おはなし会	赤ちゃんから小学生までの発達段階に応じたおはなし会を実施します。	図書館 ボランティア
5	家庭への 絵本の貸し出し	家庭にいつでも本がある環境と本を通じて親子が触れ合い、楽しめるよう絵本の貸し出しを行います。	保育園 幼稚園 図書館
6	家読（うちどく） （家庭での読書）の 啓発	「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用しながら、読み聞かせ等の読書活動の重要性や「家読」の取り組み情報を発信するなど、家庭における読書を啓発します。	教育総務課 小学校 中学校

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
7	読書の大切さに対する保護者への啓発	読書活動の重要性や乳幼児期からの読み聞かせ等の必要性について市広報紙、市ホームページ、図書館だより、SNSや保育園・幼稚園、ちびっこひろばの園だより等で啓発します。	図書館 保育園 幼稚園

## (2) 地域における読書機会の提供

### ① 市立図書館における読書機会の提供

子どもにとって、図書館は、自由に読みたい本を選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どものための本をじっくり選び、子どもの読書について気軽に相談できる場所です。また、図書館は、子どもの読書活動を推進していくうえで中心となるべき施設として、さまざまな取り組みを調整する機能も担っています。いろいろな行事に取り組み、子どもが自主的に読書活動に取り組めるよう、読書機会の提供を図ります。

<具体的な取り組み>

すべての子どもが読書に親しみ、読書の楽しさにふれることができるよう、読書ボランティア等と連携し、継続的に読書機会を提供します。

読み聞かせ活動及び読書活動の推進

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
8	子ども向け行事の定期的な開催	幼児のおはなし会、季節行事、手作り絵本教室、小学1～3年生対象の子ども読書会を定期的で開催、本への興味、関心を高めます。	図書館

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
9	ボランティアによるおはなし会の実施	発達段階に応じて、赤ちゃんから小学生までを対象にボランティアによるおはなし会を実施し、本に親しむ機会を提供します。	図書館 ボランティア
10	出張おはなし会・出張ブックトークの実施	市内の幼稚園、小学校、中学校でおはなし会、ブックトークを行い、本に親しむ機会や本への関心を高めます。	図書館 小学校 中学校
11	読書相談の充実	子どもが図書館を身近に感じられるようレファレンスサービスを充実し、また保護者に対しても、本の選び方などの読書相談に応じ、家庭での読書活動につなげます。	図書館
12	施設見学及び職場体験の受け入れ	学校等と連携して、図書館見学、図書館司書の仕事を体験してもらい、図書館・本への興味・関心を高めます。	図書館 小学校 中学校
13	展示コーナーの充実	子どもの発達段階やテーマに沿ったおすすめ本コーナーを設け、本との出会い、読書に親しむ機会の提供を行います。	図書館
14	ブックリストの作成	発達段階に応じたブックリストを作成し、家庭での読み聞かせを啓発します。	図書館

## ② その他施設における読書機会の提供

地域には、子どもを育てる様々な施設があります。その施設の特性を生かして、子どもが本とふれあう機会を提供することが大切です。



<具体的な取り組み>

本にふれる機会の提供

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
15	子育て支援センターにおける本にふれる機会の提供	就学前までの保育園・幼稚園に在園していない親子を対象に、読み聞かせを行います。	福祉保健課 ちびっこひろば ボランティア
16	放課後児童クラブにおける本にふれる機会の提供	放課後家庭が留守になる小学生を対象に、読み聞かせを行います。	福祉保健課 わんぱく くれよん
17	地区コミュニティーセンターへの児童書団体貸し出し	図書館利用が不便な地域の子どものために、コミュニティーセンターへ定期的に絵本・児童書の団体貸し出しを行います。	図書館 市民サービス課 各地区コミュニティーセンター
18	福祉保健センターにおける本にふれる機会の提供	幼児健診時や赤ちゃん相談時及び福祉保健課事務所の待合いに絵本を設置します。	福祉保健課

### (3) 学校等における読書機会の提供

#### ① 保育園・幼稚園における読書機会の提供

乳幼児期は、様々な言葉を覚え始め、豊かな心を育むための大切な時期です。この時期に子どもたちが絵本や物語の楽しさやおもしろさを知り、絵本の世界を体験することは大切なことです。保育園・幼稚園は、乳幼児期の子どもが家庭以外で多くの時間を過ごす場所のため、読書習慣を育むうえで、重要な役割を担っています。

<具体的な取り組み>

本に触れ、読書の楽しさに触れさせるため、読み聞かせをする時間を確保し、読み聞かせの充実を図ります。

ア 乳幼児からの読み聞かせの推進

年齢に応じた図書を整備し、読み聞かせを行います。

イ 家庭での読書活動の支援

家庭における読み聞かせの大切さを保護者に啓発し、絵本の貸出を行います。

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
19	園での 読み聞かせの充実	発達段階や子どもの興味・関心に応じた絵本の活用など、本を楽しむ素地を育む実践を進めます。	保育園 幼稚園
20	ボランティアによる 読み聞かせ	紙芝居や大型絵本を使って、読み聞かせを行います。	ボランティア 保育園 幼稚園
再掲	出張おはなし会	保護者と園児を対象に、図書館司書によるおはなし会を実施、親子で本に親しんでもらいます。保護者に読み聞かせの大切さも啓発します。	図書館 幼稚園
再掲	家庭への 絵本の貸し出し	本を通じて親子が触れ合い、楽しめるよう絵本の貸し出しを行い、家庭での読み聞かせを充実します。	保育園 幼稚園
21	図書館からの 団体貸し出しの活用	図書館から絵本を毎月配本、園の蔵書を補完し、絵本コーナーを充実します。魅力的な本との出会い、本の楽しさに触れてもらいます。家庭への貸し出しも行います。	保育園 幼稚園 図書館
再掲	園たよりの発行	保護者による読み聞かせの大切さについての理解を促進し、家庭での読書活動の取り組みを啓発します。	保育園 幼稚園

## ② 学校における読書機会の提供

学校の図書室は、子どもにとって、身近なもので、自由に読書を楽しみ、読書習慣を育んでいく場所であるとともに、学校における読書活動は、学習の基盤となる言語能力を育成するうえで重要な役割を担っています。

＜具体的な取り組み＞

すべての子どもが発達段階に応じて自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていけるように、学校全体で計画的、組織的に読書活動に取り組みます。

- ア 継続した読書時間の確保
- イ 読書の関心を高めるための読書行事の取り組み
- ウ 授業での読書指導
- エ 家庭への啓発

	取り組み	内容	担当課 連携・協力
22	朝読書等による一斉読書の実施	朝読書等時間帯を工夫した一斉読書を実施し、読書時間を確保します。	小学校 中学校
再掲	読み聞かせやブックトークの実施	学校ボランティア、学校司書、図書館司書などが、児童生徒の読書意欲を高めるために、読み聞かせやブックトークを行います。	小学校 中学校 学校司書 図書館 ボランティア
23	読書への興味や関心を高める取り組み	読書会やビブリオバトルなど、子ども同士で本の紹介や話し合い、批評をして、読書の関心を高め、多様な本と出会える機会をつくれます。	中学校 高等学校
24	学校図書館を活用した調べる学習の取り組み	児童生徒の主体的な学びを促進し、情報活用、収集能力や体系的思考力を身につけます。	小学校 中学校 高等学校
25	図書委員会活動の活性化	児童生徒によるおすすめ本紹介や、図書だよりの発行、学校図書館の環境整備を行います。	小学校 中学校 高等学校

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
再掲	家読（うちどく） （家庭での読書）の 啓発	「生活習慣・読書習慣チェックシート」を 活用しながら、読み聞かせ等の読書活動の 重要性や「家読」の取り組み情報を発信す るなど、家庭においての読書を啓発しま す。	教育総務課 小学校 中学校
26	図書だよりの発行	学校での読書活動の取り組みや読書に関 わる情報を発信します。また家庭での読書 活動につなげます。	小学校 中学校 高等学校

## 2 子どもの読書環境の整備・充実

### （1）市立図書館の整備・充実

<具体的な取り組み>

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
27	児童書等の収集の 充実	様々なニーズの要望に留意し、絵本・児 童書を収集して、充実した図書サービ スの提供に努めます。中高生のニーズをと らえたYA（ヤングアダルト）の図書の 収集に努め、中高生の利用を図ります。	図書館
28	わかりやすい館内表 示と利用しやすい環 境づくりの工夫	子どもの興味や関心を引く図書の展示や 紹介に努めます。	図書館
29	障がいのある子ども の利用に役立つ図書 資料の充実	点字絵本、点字図書の蔵書の充実を図りま す。	図書館

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
30	読書ボランティアの活動の機会及び資質向上の支援	読書ボランティアの活躍の場を広げる支援を行うとともに、研修会等の情報を提供し、資質向上を支援します。	図書館
31	図書館司書の資質向上	保護者、学校等からの読書相談に応えられるよう各種研修への参加により、資質の向上を図ります。	図書館
32	学校司書等との情報交換	児童・生徒の読書活動の情報交換を行い、学校と図書館との連携を図ります。	図書館 教育総務課 小学校 中学校 高等学校

## (2) 学校図書館の整備・充実

<具体的な取り組み>

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
33	学校図書館資料の整備	子どもの発達段階と幅広いニーズに対応した図書資料の充実に努めます。	小学校 中学校 高等学校
34	本の展示、レイアウトの工夫	子どもに本を読んでもらうため、本の見せ方を工夫します。	小学校 中学校 高等学校
35	市立図書館からの団体貸し出しの活用	図書館からの配本で蔵書を補完します。魅力的な本と出会い、本の楽しさに触れてもらいます。	小学校 中学校 図書館

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
36	学校図書館ボランティアの資質向上の支援及び学校図書館司書との連携	学校ボランティア養成講座の開催や、研修会等の情報を提供し、資質向上を支援します。また、学校図書館司書の効果的な活用を進めます。	教育総務課

### 3 子どもの読書活動の普及・啓発

読書活動の意義や重要性を、子どもだけでなく保護者や、周囲の大人等への理解と関心が深められるような取り組み・啓発が必要です。

<具体的な取り組み>

	取り組み	内容	担 当 課 連携・協力
37	「子ども読書の日」における啓発	市ホームページ、ポスターや「図書館だより」等により周知に努めます。	図書館
38	「子ども読書の日」における関連事業	「子ども読書の日」にあわせて、図書館でおはなし会を開催して、子どもが読書に親しむ機会を提供します。	図書館
39	読書週間における子ども向けイベント	乳幼児を対象としたイベントを開催し、親子に絵本に親しんでもらう機会を提供します。	図書館
40	各種情報の収集、提供	子どもの読書活動に関するさまざまな情報を収集し、市広報紙・市ホームページ、図書館だより及びSNSを活用して、情報の提供を行います。	図書館

## 資料編

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



---

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞無く、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する

## 尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進する尾鷲市子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他目的達成のために必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者の内から構成する。

- (1) 保育、幼児教育関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 読書ボランティア関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 教育・行政機関関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、尾鷲市立図書館において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	植前 健	尾鷲市教育委員会教育総務課 調整監
副委員長	西 恵美子	尾鷲市校長会 会長
委員	磯部 裕可里	尾鷲高等学校 学校司書
委員	北川 志保	尾鷲幼稚園 園長
委員	土肥 由紗	読み聞かせボランティア
委員	直江 さゆり	尾鷲市立輪内中学校 教諭（国語科）
委員	東 勝美	学校図書館ボランティア
委員	東 弓子	尾鷲市福祉保健課健康づくり 係長
委員	藤井 佐江子	尾鷲市PTA連合会 育成部長
委員	山本 佳代	子育て支援センター ちびっこひろば センター長
事務局長	出口 隆久	尾鷲市教育長
事務局	三鬼 基史	尾鷲市教育委員会生涯学習課長
事務局	濱口 宜子	尾鷲市教育委員会生涯学習課 尾鷲市立図書館 館長
事務局	矢賀 敏代	尾鷲市教育委員会生涯学習課 尾鷲市立図書館 司書

\*副題 ～本はともだち、心のえいよう～は、  
図書館主催児童文学講演会（平成19年3月24日）の講師、児童文学家  
今関信子さんよりいただきました。

## 第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画

～本はともだち 心のえいよう～

2021年3月

発行 尾鷲市教育委員会

編集 尾鷲市教育委員会生涯学習課 尾鷲市立図書館

〒519-3616 尾鷲市中村町10番41号

T E L 0597-23-8282

F A X 0597-23-8283

E-mail tosyokan@city.owase.lg.jp